

## 株式会社テオリック 人権方針

### 1. 基本理念とコミットメント

株式会社テオリック(以下、「当社」)は、事業活動を行う上で、基本的人権の尊重が不可欠であることを深く認識しています。当社は、国連の「国際人権章典」および国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、ならびに「国連ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際規範を支持し、尊重します。

### 2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員(契約社員、パートタイム労働者等を含む)に適用されます。

また、当社の製品・サービスに関わるすべての取引先、サプライヤー、その他のビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針を理解し、人権を尊重するよう期待し、協力を求めています。

### 3. 重点人権課題

当社は、事業活動およびサプライチェーンにおいて、以下の人権課題に特に留意し、その防止に努めます。

- **強制労働・児童労働の禁止**: いかなる形態の強制労働や児童労働も容認しません。
- **差別の禁止と多様性の尊重**: 人種、国籍、宗教、年齢、性別、障がいの有無、性的指向などに基づくあらゆる差別やハラスメントを禁止し、多様な人材が活躍できる環境を整備します。
- **結社の自由と団体交渉権の尊重**: 法令に基づき、従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重します。
- **安全で衛生的な労働環境**: すべての従業員に対し、安全で衛生的な労働環境を提供し、労働災害の防止と心身の健康維持・増進に努めます。
- **責任ある鉱物調達**の推進: 紛争地域および高リスク地域で採掘され、人権侵害(強制労働、児童労働等)や環境破壊、武装勢力の資金源に関わる鉱物(紛争鉱物)の使用を回避するため、責任ある鉱物調達を推進します。

### 4. 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社は、自らの事業活動やサプライチェーンが人権に及ぼす負の影響を特定、評価し、これを防止・軽減するための「人権デュー・ディリジェンス」の仕組みを構築し、継続的に実施します。

5. **救済メカニズム(通報窓口)** 当社は、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正・救済に取

り組みます。また、従業員や社外のステークホルダーが報復を恐れることなく報告・相談できる通報窓口を設置し、実効性のある救済メカニズムを運用します。

**6. 教育・研修** 本方針が企業活動全体に定着し、効果的に実行されるよう、すべての役員および従業員に対して継続的な教育や研修を実施します。

**7. 情報開示と対話** 当社の人権尊重に関する取り組みの進捗状況について、ウェブサイト等を通じて透明性をもって開示します。また、関連するステークホルダーとの対話と協議を継続的に行い、取り組みの改善に努めます。

制定日：2026年4月1日

株式会社テオリック

代表取締役 畠山 孝志